

郵便入札に関する注意事項

宮津市〇〇部〇〇課
TEL 0772-45-〇〇〇〇

郵便による入札の方法は次のとおりです。
入札参加者は内容をよく確認の上、入札に参加してください。

1 郵便入札の方法

(1) 入札書

入札書の様式、記載内容及び記載の際の注意事項は、通常の入札と同じです。
入札日は、入札通知書に記載する入札日を記入してください。

(2) 封筒

入札案件ごとに封筒（外封筒と内封筒）が必要です。（サイズ…外封筒：長3封筒、内封筒：長4封筒若しくは長3封筒に入る大きさのもの。いずれも色は自由）

内封筒には、入札書を入れて、表側に「入札書在中」と明示するとともに、案件名称、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印してください。

外封筒（送付用）には、入札書を封印した封筒を入れて、宛名を本市の入札執行課とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、案件名称、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載してください。

※案件名称、入札日については入札通知書に記載しています。

※別紙の「郵便入札封筒貼付け用紙」に必要事項を記入し、封筒に貼り付けてください。

(3) 郵送方法

最寄の郵便局の窓口において「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録郵便」のいずれかの方法でお送りください。（持参は認めません。）

郵送費用は入札参加者の負担です。

郵送の「差出控え」は、入札が終わるまで大切に保管してください。

ポストからの投函はできませんので注意してください。

(4) 宛先

〒626-8501

宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市〇〇部〇〇課（入札執行課宛）

(5) 提出期限

入札通知書に記載しています。

入札書は、提出期限までに到着するよう送付してください。提出期限までに届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、余裕をもって手続きしてください。

(6) その他の注意事項

① 提出した入札書を引換え、書換え又は撤回することはできません。

② 辞退しようとするときは、提出期限までに入札辞退届を提出してください。ただし、入札書の到達後の入札辞退は認められません。

- ③ 次のいずれかに該当するときは、入札書を無効とします。
- ・入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ・同一人にして、同じ入札に2以上の入札（個人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
 - ・入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
 - ・金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
 - ・入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
 - ・入札書が提出期限までに到達しなかったとき。
 - ・持参、普通郵便等の第6条の規定によらない方法で提出されたとき。
 - ・その他、入札条件に違反したとき。

2 入札

(1) 入札日時

入札通知書に記載しています。

(2) 入札回数

3回以内とします。

再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知します。

(3) 立会人

開札には、入札参加者のうち立ち会いを希望する方は入札参加者1者につき1名立ち会うことができます。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状を持参しなければなりません。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行います。

(4) くじ引き

開札は、入札通知書に記載した入札日時に行います。

開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

同一価格で入札した者全員が現に立ち会っているときは、その場で当該立ち会っている者がくじを引くものとします。ただし、出席をしてもくじを引かないとき、又は同一価格で入札した者が立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

(5) 入札結果の連絡

落札者が決定したときは、直ちにその旨（落札者、落札額）を落札者及びその他の参加者全員へ電話で連絡します。

その後、落札者へ決定通知を送付するとともに、契約事務を進めます。